神戸市経済観光局経済政策課

セーフティネット保証１号に係る市長認定申請について

この資料は「経営安定関連（セーフティネット）保証 1 号に係る市長認定」の申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

＜手順＞	＜備考＞
＜手順1＞ 大型倒産事業者のうち、国が指定する事業者※に対して、以下の要件のいずれかに該当するか確認する。 ① 50 万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）債権又は前渡金返還請求権を有していること。 ② 50 万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、最近 6 か月又は 12 か月の全取引額（※1）に占める指定事業者との取引額（※2）の割合が 20％以上であること。	※中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による国の指定事業者は、官報（HP を含む）に告示されます。官報告示は申請の指定期間を 1 年にしていますので、その期間内に申請する必要があります。 （※1）、（※2） 取引額は「売上高」又は「商品仕入額」のいずれかとします。 （※2） 指定事業者と直接の取引を有している（又は有していた）ことが必要です。
＜手順 2＞ 必要書類を準備して申請書を作成する。	・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください。
＜手順3＞ 市長認定窓口予約を行い、書類を予約当日に市へ提出する	・土・日・祝日・年末年始を除く前日までに「e-KOBE」からお申込みください。
＜手順4＞ 認定審査を受けて、認定書の交付を受ける。	・下表（提出方法と審査方法及び交付までの所要日数）をご確認ください。

＜提出方法と審査方法及び交付までの所要日数＞

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

2.必要書類

[様式のダウンロード]はこちら

・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります

<table>
<tr><th>法人</th><th>個人事業主</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1)認定申請書</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)当該事業者に対しての債権額を確認できる資料
①【手形取引がある場合】
受取手形(表裏)の写し　※原本が金融機関保有の場合は、金融機関が発行する保有証明書等

【手形取引がない場合】
売掛金台帳、得意先元帳、納品書、請求書及び入金状況が確認できる資料等の写し

② ①の書類に加えて、当該事業者との取引規模を確認できる書類等
例):裁判所・弁護士等からの決定通知書、取引規模の確認できる売上台帳等、債権登録等</td></tr>
<tr><td>(3)履歴事項全部証明書(写し)
※主に事業実態(事業所所在地が神戸市内であること)を確認するための書類となります

※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類(支店登記、許認可証、賃貸借契約書等)をご提出ください

※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません</td><td>(3)確定申告書(青色又は白色)(写し)
※主に事業実態(事業所所在地が神戸市内であること)を確認するための書類となります

※確定申告書のうち、以下のいずれかをお持ちください
・決算書(青色申告の場合)
・収支内訳書(白色申告の場合)

※電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください

※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、確定申告書に加えて、「個人の開業届」や「許認可証等」をお持ちください</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)誓約書
※金融機関等による代理申請の場合は不要となります</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5)委任状兼誓約書
※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります
※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認 識合わせを行ってください。</td></tr>
</table>